



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります！



宮城県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

798円

26円
UP

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

宮城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。



チェックの方法は？ チェックしたい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合

| | | |
|-----|---|------------|
| 時間給 | | 最低賃金額(時間額) |
| 円 | ≧ | 円 |

2 日給の場合

| | | | | | | |
|----|---|-------------|---|-----|---|------------|
| 日給 | | 1日の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額(時間額) |
| 円 | ÷ | 時間 | = | 円 | ≧ | 円 |

3 月給の場合

| | | | | | | |
|----|---|--------------|---|-----|---|------------|
| 月給 | | 1か月の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額(時間額) |
| 円 | ÷ | 時間 | = | 円 | ≧ | 円 |

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/) [検索](#) 業務改善助成金 <https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

専門家による無料相談を実施しています

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

中小企業
事業者の
皆さんへ



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。(H30.9)

宮城県の最低賃金

チェックしなくちゃ。最低賃金



写真提供：宮城県観光課

| | 適用される最低賃金 | 時間額 | 効力発生日 |
|--------|---------------------------------------|-------------|-----------------|
| | 宮城県最低賃金 | 798円 | 平成30年 10月1日 |
| 特定最低賃金 | 鉄鋼業 | 898円 | 平成30年 12月20日 |
| | 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 841円 | |
| | 自動車小売業 | 865円 | |

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel.022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善するための助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8834

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

お問合せ先

宮城労働局訓練室
Tel 022-205-9855

人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合に、助成金を支給します。

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金部門
Tel 022-299-8063

宮城労働局



宮城労働局HP

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

| 宮城県特定(産業別)最低賃金 | 適用される業種 (業種は日本標準産業分類による。) | 適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。) |
|-----------------------------------|---|--|
| 鉄鋼業 | 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 |
| 自動車小売業 | 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの※ (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 |

※技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の一つである「雇入れ後3月又は6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給138,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給138,500円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

= 799.04円 > 798円 (宮城県最低賃金)

最賃クリアー!

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 TEL 022-299-9075
石巻労働基準監督署 TEL 0225-22-3365
古川労働基準監督署 TEL 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 TEL 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 TEL 0228-38-3131